公

告

右

出

先 機 関 都市計画の変更案の縦覧

(都市計画課) ...

同

· ::

文県 化生

課活

:

=

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告.....

漁船保険付保義務の同意を求めるための届出.....

証紙売りさばき人の指定.....

告

示

目

次

告

示

青森県立中央病院血管撮影装置の購入に係る一般競争入札

理院 課局

土地改良区の役員の就任及び退任......

県中

=

営企

(

青森県告示第八百十五号

三十九年四月青森県条例第十号) 第九条の規定により告示する。

青森県収入証紙の売りさばき人を次のとおり指定したので、青森県証紙条例

(昭和

第三千四百五十二号

平成二十三年

指定年月日

平成二十三年十月六日

売りさばき場所

青森県告示第八百十六号

ıΣ り公示し、届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。 る同意を求めるための届出があったので、同令第五条第三項の規定により、次のとお 漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十二条第一項の規定によ

平成二十三年十月十七日

青森県知事 Ξ

村 申

吾

| | | | | 海六 水ケ 所 | の加 名入 称区 | 届 |
|--------|--------|--------|------------------|-------------------------|----------------|-----|
| ± - | 也上 郡六 | ₹ - | 番上 也北郡六 | 上北郡六 | 発 | /H |
| | 郡六ケ所村大 | | 、ケ所村大 | 北郡六ケ所村大 | 起人の | 出 |
| 高 | 字尾駮字野附 | 鳥 | 二二郡六ケ所村大字倉内字切揚場一 | 字尾駮字 | 住所及 | 事 |
| 橋武 | 野附一〇八 | 鳥谷部 信 | 切揚場 二 | 村四 常 | び 氏 名 | 項 |
| 美 | 番 | _ | 五 | 番紀地 | | |
| | | | 日息まで見 | 5十平 月月成 日十二 七十 | 期 | 指定漁 |
| | | | | - 百主 - か年 | 間 | 船調 |
| | | | | 引水六 油ケ 業所 | 場 | 書の縦 |
| | | | | 協村同海 | 所 | 覧 |

平成二十三年十月十七日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

黒石市竹田町五 売りさばき人の住所及び名称

棟方商事有限会社

Ξ

黒石市竹田町五

(会計管理課) ...

県下

だ 民地域)

:

漁船損害等補償法施行令 (昭和二十七年政令第六十八号) 第五条第一項の規定によ

公

告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第十条第一項の規定による設立認証

平成二十三年十月十七日

青森県知事 三 村 申

吾

申請のあった年月日

平成二十三年九月二十七日

申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人スマイル

一代表者の氏名

県

報

浜田 節子

森

兀

主たる事務所の所在地

青森市矢作一丁目一四の三二

青

定款に記載された目的

五

社会生活を維持できることを目的とする。業を行い、障害を持つ人たちが心安らかに楽しく生活できるよう生活の場を提供しこの法人は、知的障害者や身体障害者に対し、社会生活の自立の手助けとなる事

都市計画の変更案の縦覧

域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画の変更案を縦覧に供す第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により公告し、次のとおり弘前広都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画を変更したいので、同条都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第一項の規定により、弘前広域

| 画の変更案について、知事に意見書を提出することができる。| なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該都市計

平成二十三年十月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

都市計画の種類

弘前広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画

都市計画の変更に係る土地の区域

除かれる土地の区域

なし

追加される土地の区域

2

縦覧場所

なし

縦覧期間

計画課、藤崎町建設課、大鰐町建設課、田舎館村建設課

青森県県土整備部都市計画課、弘前市都市整備部都市計画課、平川市建設部都市

兀

平成二十三年十月十八日から同月三十一日まで

五 縦覧時間

午前八時三十分から午後五時まで

都市計画の変更案の縦覧

同法第十七条第一項の規定により公告し、次のとおり弘前広域都市計画区域区分に関都市計画区域区分に関する都市計画を変更したいので、同条第二項において準用する都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第一項の規定により、弘前広域

画の変更案について、知事に意見書を提出することができる。

する都市計画の変更案を縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、

縦覧期間満了の日までに、

当該都市計

平成二十三年十月十七日

青森県知事 三 村 申

吾

都市計画の種類

弘前広域都市計画区域区分に関する都市計画

二 都市計画の変更に係る土地の区域

2 市街化調整区域から除かれる土地の区域 弘前市大字樋のロー丁目、二丁目、大字自由ヶ丘一丁目、二丁目、大字若葉二

1

除かれる土地の区域

丁目、大字大開三丁目、四丁目、平川市小和森上松岡及び小和森中松岡 追加される土地の区域

市街化区域に追加される土地の区域

縦覧場所 丁目、大字大開三丁目、四丁目、平川市小和森上松岡及び小和森中松岡 弘前市大字樋のロー丁目、二丁目、大字自由ヶ丘一丁目、二丁目、大字若葉二

計画課 青森県県土整備部都市計画課、弘前市都市整備部都市計画課、平川市建設部都市 Ξ

縦覧時間 縦覧期間 平成二十三年十月十八日から同月三十一日まで

兀

五

午前八時三十分から午後五時まで

出 先 機 関

土地改良区の役員の就任及び退任

田土地改良区から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があったので、同条第十七 項の規定により公告する。 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第十八条第十六項の規定により、豊

平成二十三年十月十七日

中南地域県民局長 Ш 村 昌 廣

| " | " | 理 | 区役 |
|----------|------------|-----------------|-----------|
| | | 事 | 別の |
| 戸 | 戸 | 石 岡 | 氏 |
| 勝男 | 登 | 正憲 | 名 |
| " | " | 弘前 | |
| " | 눛 | 弘前市大字小比内一丁目一三の二 | 住 |
| | 子新里 | 子小比 | |
| 字中 | 大字新里字中平岡六六 | 内 | |
| 字中樋田二八の六 | 平岡 | 目 | |
| 八の | 六 | _ _ _ | |
| 六 | | = | 所 |
| | | | |
| " | " | 三平 ・成 ☆ | の年月日就任及び退 |
| | | カ・デ 完 | 年友 ロび |
| | | 完就 任 | 7退日任 |
| _ | | | |

| // | " | 監 | " | " | " | " | " | " | " | " | " | 理 | " | " | 監 | " | " | " | " | " | " | " |
|-------------|-------------|--------------|---------|-----------|----------|-------------|-----------|-----------|------------|-------------|-------------|--------------|-------------|-------------|--------------|--------------|-------------|-------------|------------|-------------|-------------|--------------|
| | | 事 | | | | | | | | | | 事 | | | 事 | | | | | | | |
| 中川 | 相馬 | 戸 | 阿 保 | 相馬 | 対馬 | 相馬 | 戸 | 福士 | 戸 | 長尾 | 小田桐義文 | 石岡 | 柳 田 | 相馬 | 戸 | 小田桐 | 小 野 | 対 馬 | 福士 | 相馬 | 長尾 | 际保 |
| 清治 | 俊 逸 | 豊 秋 | 敏 秋 | 武 城 | 丈之 | 満 永 | 勝男 | 昭一 | 登 | 勝雄 | 義文 | 正憲 | 保彦 | 俊 逸 | 豊 秋 | 小田桐義勝 | 春一 | 丈之 | 昭一 | 満 永 | 勝雄 | 敏利 |
| // | " | " | " | " | " | " | " | " | " | " | " | " | " | " | " | " | " | " | " | " | " | " |
| 大字高田一丁目一一の六 | 大字福村字福富二七の九 | 大字新里字東平岡二一の四 | " 五〇の一六 | 大字境関字富岳二〇 | "字下川原二の八 | 大字福村字堀合九二の四 | "字中樋田二八の六 | "字西里見七四 | 大字新里字中平岡六六 | 大字福田字花岡四五の一 | 大字撫牛子五丁目三の八 | 大字小比内一丁目一三の二 | 大字外崎四丁目八の一〇 | 大字福村字福富二七の九 | 大字新里字東平岡二一の四 | 大字撫牛子五丁目六の一四 | 大字境関字富岳七六の一 | 大字福村字下川原二の八 | 大字新里字西里見七四 | 大字福村字堀合九二の四 | 大字福田字花岡四五の一 | 大字境関字富岳王Cの一六 |
| " | " | <i>II</i> | " | " | " | " | " | <i>II</i> | " | " | " | 三 | " | " | <i>II</i> | " | " | " | " | " | " | " |

公 営 企

青森県立中央病院血管撮影装置の購入に係る一般競争入札

二年政令第十六号) 第百六十七条の六の規定により公告する。 次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令 (昭和二十

-)

平成二十三年十月十七日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂

昭

一 一般競争入札に付する事項

| エューートンジ┉ーー ト・デ次に掲げる物品の購入とし、その物品に要求する性能等は入札説明書による。

血管撮影装置一式

納入期限、納入場所及び入札方法

入札説明書による。

一 入札に参加する者に必要な資格

であること。 資格) の一の規定により、物品の購入の契約についてAの等級に格付けされた者2.平成二十三年六月二十九日青森県告示第五百五十九号 (物品等の競争入札参加

ていない者であること。
3 入札書の提出期限の日から開札の時までの間に、知事の指名停止の措置を受け

県

森

報

明した者であること。 4 購入物品又はこれと同等の類似品について相当数の納入実績等があることを証

ていることを証明した者であること。 購入物品について迅速なアフターサービス及びメンテナンスの体制が整備され

青

入札書の提出場所等

兀

1 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

青森県病院局運営部管理課

青森市東造道二丁目一の

電話 〇一七 七二六 八〇

2 入札書の提出期限

平成二十三年十一月二十八日 午前十時

開札の場所及び日時

3

(1) 場所

青森市東造道二丁目一の

青森県立中央病院 三階第一会議室

(2) 日時

五 入札保証金及び契約保証金に関する事項

青森県財務規則(昭和三十九年三月青森県規則第十号)第百三十二条、第百三十五) 木代記名万で事糸代記名に関する事項

三条及び第百五十九条の規定による。

落札決定の日から七日以内契約書の取り交わしの時期

六

落札者の決定方法

七

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者と

する。

八 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札の無効

反した入札は、無効とする。 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違

3 入札書の記載方法

分の百に相当する金額を入札書に記載すること。り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百五する額を加算した金額 (当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当

SUMMARY

1 Nature and quantity of the products to be purchased:

(1) Angiography System.

(2) Specification and quantity of other products will be referred to a bid manual.

 $2\ \mbox{Time limit for tender}: 10:00\ \mbox{a.m.} \ 28$ November 2011

3 Contact point for the notice Supply Section
Management Division

Hospital Bureau

Aomori Prefectural Government 2-1-1 Higashitsukurimichi Aomori city, Aomori 030-8553 Japan Phone: 017-726-8037

青森市長島一丁目一番一号 (発行所・発行人)

東 奥 印 刷 株 式 会 社青森市第二問屋町三丁目 | 番七七号(印刷所・販売人)

| 定価小口一枚二付十五円一銭|| 毎週月・水・金曜日発行